

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

APRIL 2021
acuitylaw.co.in

Acuity Law LLP について

Acuity Law LLP は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。

主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。

Acuity Law LLP について更詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、ご連絡下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、インドの銀行法、競争法、証券法における4月の重要なアップデートについて取り扱っています。主な内容は以下の通りです。

- **インド準備銀行が発行した通達およびガイドライン**
 1. 銀行のコーポレート・ガバナンス – 取締役の任命と取締役会の委員会構成
 2. 商業銀行、都市協同銀行、ノンバンク金融会社の中央監査人または監査人の任命
- **「WhatsApp LLC & Facebook Inc. 対 インド競争委員会」におけるデリー高等裁判所の判決**
- **インド証券取引委員会が発行した通達**
 1. ミューチュアル・ファンドの報告様式（4月12日付）
 2. 手続きに関する事項 – 発行と上場（4月22日付）
 3. 資産運用会社の主要従業員とミューチュアル・ファンドスキームのユニットホルダーとの利害関係の調整（4月28日付）
 4. 取引参加者、清算参加者、預託参加者、顧客情報登録機関が規制要件を遵守するための緩和（4月29日付）
 5. 所定タイムライン遵守に関する追加の緩和（4月13日付）
 6. 2015年SEBI(上場義務と開示要件)規則における特定の条項のコンプライアンス緩和（4月29日付）
 7. ミューチュアル・ファンドスキームのスキーム情報文書および主要目論見書の更新スケジュールの緩和（4月30日付）

1. 銀行法 (BANKING LAW)

2021年4月の銀行法関連の主なアップデートは、以下の通りです。

1.1. RBI Circular on Corporate Governance in Banks – Appointment of Directors and Constitution of Committees of the Board

- 1.1.1. インド準備銀行 (=RBI) は、2021年4月26日に「銀行のコーポレート・ガバナンスに関する通達」を発表しました。通達には、銀行の取締役会構成と機能に関する商業銀行のガバナンスの枠組みに関する改訂ガイドラインが含まれており、取締役会議長の任命、取締役会の特定の委員会の構成、取締役の年齢、在任期間、報酬、銀行のマネージング・ディレクターの任命等について述べられています。

- 1.1.2. 通達は、すべての民間銀行、スモール・ファイナンス銀行、外国銀行の完全子会社に適用されます。また、適用される法規定に矛盾しない範囲で、国営銀行にも適用されます。なお、インド国内に支店を持つ外国銀行には適用されません。その他の商業銀行（地方銀行、決済銀行、地方農村銀行）への適用については、RBI から別途通知がなされる予定です。
- 1.1.3. 通達は 2021 年 4 月 26 日から施行されますが、スムーズな移行を可能にするため、RBI は、2021 年 10 月 1 日までに各銀行が通達に従うことを認めています。なお、通達には優先的効果はなく、既存の法律を補完するものであることが明らかにされています。
- 1.1.4. 通達において、取締役会の議長は独立取締役でなければならない旨が規定されています。議長が不在の場合は、独立取締役が取締役会の議長を務めます。取締役会の定足数は、取締役会の総定員の 3 分の 1 または 3 名の内いずれか多い方とし、取締役会に出席する取締役の少なくとも 50% を独立取締役とする必要があります。
- 1.1.5. 通達では、監査委員会、リスク管理委員会、指名報酬委員会の 3 つの委員会の構成に関するガイドラインが定められています。各委員会の構成について、監査委員会と指名報酬委員会は非業務執行取締役のみ、リスク管理委員会は過半数が非業務執行取締役でなければなりません。監査委員会とリスク管理委員会については少なくとも四半期に一度、指名報酬委員会については必要に応じて、順次委員会を開催する必要があります。
- 1.1.6. 非業務執行取締役（取締役会議長を含む）の年齢上限は 75 歳とされています。非業務執行取締役の取締役会における在任期間は、継続の有無にかかわらず、合計で 8 年を超えることはできません。8 年を超えた場合、再任は 3 年の猶予期間を経る必要があります。猶予期間中であっても、他の銀行の取締役への就任は可能です。
- 1.1.7. 銀行は、取締役会およびその委員会会議への出席に関連する各種費用に加えて、固定報酬形式で、非業務執行取締役への支払いについて規定することができます。ただし、取締役会の議長を除く非業務執行取締役の固定報酬は、年間 200 万ルピーを超えることはできません。
- 1.1.8. 現行法では、マネージング・ディレクター（=MD）、最高経営責任者（=CEO）、常勤取締役の在任期間は最長 5 年とされています。銀行は、これらの取締役を 5 年の任期で再任することができますが、現在の任期が終了する 2 年前までとします。通達では、MD、CEO、常勤取締役の合計任期期間は 15 年を超えてはならない、とされています。ただし、取締役会が必要かつ望ましいと判断した場合には、最低 3 年間の猶予期間を経て、MD、CEO、常勤取締役への再任自体は可能です。3 年の猶予期間中は、直接・間接を問わず、銀行またはそのグループ企業への関与はできません。
- 1.1.9. 銀行のプロモーターまたは主要株主である MD、CEO 常勤取締役は、12 年を超えてこれらのポストに就くことはできません。ただし、特別な事情がある場合には、RBI の独自の判断により、在任

期間の 15 年までの継続を認めることがあります。当該通達は、2021 年 4 月 26 日時点ですでに 12 年または 15 年の在任期間を終えている MD、CEO、常勤取締役が在籍する銀行については、現行の任期 5 年までの在籍が認められています。

1.1.10. Please click [here](#) to read the circular.

1.2. **RBI Guidelines for Appointment of Statutory Central Auditors or Statutory Auditors of Commercial Banks, Urban Cooperative Banks and NBFCs (including Housing Finance Companies)**

1.2.1. 2021 年 4 月 27 日、RBI は、商業銀行、都市協同銀行、ノンバンク金融会社（住宅金融会社を含む）の中央監査人または監査人の任命に関するガイドラインを発行しました。ガイドラインは、2021 年以降の会計年度から適用されます。都市協力銀行とノンバンク金融会社については、2021 年会計年度の下半期からの適用が可能です。

1.2.2. 商業銀行と都市協同銀行は、中央監査人または監査人の任命について、年次ベースで RBI の事前承認を受ける必要があります。基準年の 7 月 31 日までに申請を行う必要があります。ノンバンク金融会社は、中央監査人や監査人を任命するための RBI の事前承認は必要ありませんが、その任命から 1 ヶ月以内に、RBI の関係部署に報告する必要があります。

1.2.3. 資産規模が 1,500 億ルピーを超える企業は、最低 2 社を中央監査人または監査人として選任する必要があります。その他の企業については、最低 1 社の選任が必要とされています。また、2 社の監査人間は、共通のパートナーを有してはならず、同一ネットワーク下にあってはなりません。

1.2.4. 監査人の独立性に関しては、商業銀行とノンバンク金融会社の取締役会における監査委員会が、監査人の独立性と利益相反について監視・評価することが必要とされます。同様に、都市協同銀行の取締役会が、監査人の独立性について監視・評価する責任を負います。また、中央監査人や監査人が関係企業のために行う非監査業務や、そのグループ企業のために行う監査・非監査業務の期間は、法定中央監査人や法定監査人に任命される前後少なくとも 1 年以上の期間を空けなければなりません。

1.2.5. ガイドラインでは、中央監査人や監査人の任命は、当該監査人が毎年の資格基準を満たすことを条件に、3 年間継続して行われるべきである、と規定しています。任期終了後 6 年間は、同一企業への再任はできません。

1.2.6. Please click [here](#) to read the Guidelines.

2. **競争法 (COMPETITION LAW)**

2021 年 4 月の銀行法関連の主なアップデートは、以下の通りです。

2.1. Delhi High Court's Judgment in the Case of WhatsApp LLC & Facebook Inc. v CCI

- 2.1.1. 2021年4月22日、デリー高等裁判所は、今年初めに発行された WhatsApp の新規約および新プライバシーポリシー（＝新アップデート規定）に関連する問題で、WhatsApp LLC.と Facebook Inc.によるインド競争委員会（＝CCI）の命令に対する申立てを却下しました。
- 2.1.2. 2021年3月24日、CCI は、新アップデート規定が関連市場（over-the-top メッセージングアプリケーション）における WhatsApp の支配的地位の乱用にあたるかどうかを判断するため、詳細な調査を行うよう命令を下しました。※関連記事をご覧になりたい方は、[こちら](#)をご覧ください。
- 2.1.3. 2021年3月24日付の CCI の命令を不服とした WhatsApp と Facebook は、最高裁判所およびデリー高等裁判所に司法上の異議申し立てが行われているにも関わらず、同命令が不当に可決されたことを理由として、デリー高等裁判所に申立てを提出しました。WhatsApp 側は、CCI の命令は、新アップデート規定は WhatsApp が Facebook とのデータの共有機能を拡張するものではなく、データを収集、使用、共有する方法についてユーザーに更なる透明性を提供するものであるという主張について、疎明がなされないまま可決された、と主張しています。また、Facebook は単なる WhatsApp の親会社であり、新アップデート規定は WhatsApp のユーザーにのみ適用されるため、調査には関与すべきではない、とも主張していました。
- 2.1.4. デリー高等裁判所は、単にインドの他の管轄裁判所で係争中であるということのみを理由に、CCI が 2002 年競争法の下有する管轄権を剥奪されることはない、との見解を示しました。また、CCI の命令は、新アップデート規定が反競争的な意味を持つかどうかについて一応の見解を示すことを目的に行われたものであった、としています。CCI の特別措置は、純粹に行政的性質を持つものであり、WhatsApp と Facebook の市民権に影響を与えるものではない、としました。さらに、WhatsApp が Facebook とデータを共有しているという疑惑に対する調査において、Facebook は必要不可欠な存在であり、Facebook は調査に関与すべきではないとした主張についても、退けました。
- 2.1.5. Please click [here](#) to read the Delhi High Court Order.

3. 証券法（SECURITIES LAW）

2021年4月の証券法関連の主なアップデートは、以下の通りです。

3.1. SEBI Circular on Reporting Formats for Mutual Funds

- 3.1.1. 2021年4月12日、インド証券取引委員会（＝SEBI）は、ミューチュアル・ファンドの報告様式の改訂についての通達を発行しました。

- 3.1.2. 資産運用会社 (=AMC) によるミューチュアル・ファンドの受託者への隔月および半期のコンプライアンス証明書の提出義務は、2021 年 6 月期から廃止され、隔月および半期のコンプライアンス証明書の内容は、AMC が受託者に提出する四半期報告書に組み込まれました。四半期報告書は、各四半期の翌月 21 日までに、AMC から受託者への提出が求められます。
- 3.1.3. 提出頻度の統一のため、従来は四半期毎に例外的に提出していたコンプライアンステスト報告書についても、各四半期の翌月 21 日までに、AMC から受託者への提出が求められます。
- 3.1.4. 半期の受託者報告書のフォーマットも改訂されています。受託者は、半期の受託者報告書の中で、不適合報告書に関して講じた是正措置の提出が求められます。受託者報告書は、半期終了後 2 ヶ月以内の提出が必要です。
- 3.1.5. 四半期報告書およびコンプライアンステスト報告書に関する変更は、2021 年 6 月に終了する四半期から適用されます。半期報告書に関する変更は、2021 年 3 月期の半期から適用されます。
- 3.1.6. 通達では、四半期報告書、コンプライアンステスト報告書、半期受託者報告書のフォーマットを付属資料として提供しています。
- 3.1.7. Please click [here](#) to read the circular.

3.2. SEBI Circular Relating to Procedural Matters – Issues and Listing

- 3.2.1. 2021 年 4 月 22 日、SEBI は、ライツイシュー手続きの緩和に関する通達を発表しました。これ以前にも、CoVID-19 パンデミックの影響を鑑み、2020 年 5 月 6 日付の通達で、2020 年 7 月 31 日までに開始されるライツイシューに係る 2018 年 SEBI (資本発行及び開示要件) 規則 (ICDR 規則) の一部を緩和していましたが、2020 年 12 月 31 日までに開始されるライツイシューについて、さらに延長されることとなりました。
- 3.2.2. 緩和措置の 1 つは、ICDR 規則の規定のうち、ライツイシューの申請がブロックド・アマウント・ファシリティを通じた申請によってのみ行われることを義務付ける条項に関するものでした。適格な株主全員によるライツイシューへの応募を可能にするため、SEBI は、発行会社、発行主幹事、登録機関、その他公認仲介者とともに、株主の応募を受け付けるための非現金形式での任意のメカニズムを確立し、応募に関して第三者による支払いが認められないようにすることを指示しました。緩和措置は、2021 年 1 月 19 日付の SEBI の通達により、2021 年 3 月 31 日までの期間に発行されるライツイシューに適用されていましたが、今回の通達により、2021 年 9 月 30 日までの期間に発行されるライツイシューへの適用に拡大されています。
- 3.2.3. 発行会社と主幹事は、(i)メカニズムは既存のプロセスに取って代わるものではなく、あくまでも付加的なオプションに過ぎず、可能な限り既存の規定の枠組みを遵守するよう努力すべきであること、(ii)メカニズムは適切なチェック・アンド・バランスを備えた透明で堅牢な方法で機能し、主幹事および発行登録機関は、メカニズムの透明性、公正性、完全性について納得すべきであること、

(iii)よくある質問 (=FAQ)、専用のオンライン投資家ヘルプデスク/ヘルプラインについて、発行会社と主幹事が作成・準備を行い、投資家の申請プロセスをガイドし、投資家の課題を優先的に解決すること、(iv)発行会社、主幹事、登録機関、その他仲介者は全ての投資家の苦情に対して責任を持つこと、等について確実にしておく必要があります。

3.2.4. 発行会社は、主幹事、登録機関、その他の公認仲介機関とともに、割り当てられていない/部分的に割り当てられた申請の払い戻しが T+1 日 (T は基準割当日) 以前に完了するようにしなければなりません。

3.2.5. 登録者は、技術的な拒絶を避けるために、返金指示に関するすべてのデータにエラーがないことを確認する必要があります。また、返金指示が技術的に拒否された場合は、速やかに対処する必要があります。

3.2.6. Please click [here](#) to read the SEBI circular.

3.3. **SEBI Circular on Alignment of Interest of Key Employees of AMC with the Unitholders of the Mutual Fund Schemes**

3.3.1. 2021 年 4 月 28 日、SEBI は、AMC の主要従業員とミューチュアル・ファンドスキームのユニット・ホルダーの利害を一致させることを趣旨とした通達を発行しました。通達において、AMC は「主要従業員」の所得税と法定拠出金を控除した給与/特典/ボーナス/非現金報酬の最低 20%を、彼らが役割/監督を担っているミューチュアル・ファンドスキームのユニット形式での支払が義務付けられました。

3.3.2. AMC の「主要従業員」とは、以下のような者をいいます。(i)最高経営責任者、(ii)最高投資責任者、(iii)最高リスク責任者、(iv)最高情報セキュリティ責任者、(v)最高運営責任者、(vi)ファンドマネージャー、(vii)コンプライアンス責任者、(viii)販売責任者、(ix)投資家関係責任者、(x)その他の部門の責任者、(xi)AMC ディーラー、(xii)CEO の直属の部下 (個人秘書を除く)、(xiii)ファンドマネジメントチームとリサーチチーム、(xiv)AMC や受託者が特定し含めたその他従業員、等をいいます。

3.3.3. 当該通達におけるその他の主な内容は、(i)ユニット形式で支払われる報酬は、主要従業員の役割や監督を行っているスキームの運用資産に比例すること、(ii)報酬は 12 カ月間で比例的に支払われること、(iii)最低 3 年間またはスキームの在任期間のいずれか短い方の期間、ロックインされること、(iv)ロックイン期間中のユニットの償還は認められないこと (ただし、AMC の方針により、医療上の人道上の理由などの緊急時には、主要従業員は当該ユニットを担保に AMC から借入を行うことができる)、(v)AMC の勤務規則に定められた年齢に達する前に辞任または退職した場合、ロックイン期間内のユニットの償還は認められないこと (ただし、クローズ・エンド・スキームに関するユニットについては、スキームの存続期間が終了するまでユニットはロックされたままとなる)、(vi)主要従業員に割り当てられたユニットは、行動規範の違反、不正行為、重大な過失があった場

合、払い戻しの対象となること（払い戻しの際、ユニットは償還され、その金額はスキームに入金される）、等です。

3.3.4. 当該通達の規定は、エクスチェンジ・トレード・ファンド、インデックス・ファンド、オーバーナイト・ファンド、既存のクローズ・エンド・スキームには適用されません。

3.3.5. Please click [here](#) to read the SEBI circular.

3.4. **Relaxation on Timelines for Compliance with Regulatory Requirement Trading Members or Clearing Members or Depository Participants or Know-Your-Customer (“KYC”) Registration Agencies**

3.4.1. 2021年4月29日、SEBIは、取引参加者/清算参加者/預託参加者/KYC登録機関（=仲介者）に対し、パンデミックの状況を鑑みて、いくつかの規制要件に基づくコンプライアンスに関するタイムラインを緩和するための通達を発表しました。

3.4.2. 顧客から受け取った注文や指示の通話録音記録の維持、KYC申請書や添付書類のアップロード、顧客の資金調達の報告などの活動に関連するコンプライアンス期限が、2021年6月30日まで延長されました。

3.4.3. 2021年3月期の内部監査報告書、純資産証明書、クリアリングメンバーセグメントの証拠金取引に関するコンプライアンス証明書、システム監査報告書、サイバーセキュリティおよびサイバーレジリエンスに関する監査報告書、全メンバーの純資産証明書の提出義務などのコンプライアンス期限が、2021年7月31日まで延長されました。

3.4.4. Please click [here](#) to read the circular for Trading Members/ Clearing Members/ Depository Participants/ KYC Registration Agencies.

3.5. **Addendum to SEBI Circular on Relaxation in Adherence to Prescribed Timelines Issued by SEBI due to CoVID – 19 dated 13 April 2020**

3.5.1. 2021年4月29日、SEBIは、2020年4月13日付通達の補遺として新たに通達を発行し、再実体化要求、伝達要求、複製株券の発行要求、併合・分割要求、株券の交換要求などの様々な株主要求の処理およびその他規制当局への届出について、発行登録機関および株式名義書換代理人（=RTA）に対し、一定の緩和措置を認めました。

3.5.2. 2020年4月13日付の通達では、緩和が規定されている12の具体的な項目が列挙されていましたが、2021年4月29日付の通達において、「非物質化要求の処理」項目が追加されると共に、緩和期限を2021年7月31日まで延長しています。

3.5.3. Please click here to [read](#) the SEBI circular dated 13 April 2020 and [here](#) to read the SEBI circular dated 29 April 2021.

3.6. Relaxation from Compliance with Certain Provisions of the LODR Regulations due to CoVID-19 Pandemic

- 3.6.1. 2021 年 4 月 29 日、SEBI は、CoVID-19 第 2 波の影響を鑑み、LODR 規則の特定の条項におけるコンプライアンスの緩和を行う旨の通達を発行しました。
- 3.6.2. 年次秘密保持報告書、四半期財務報告書、年次監査済み財務報告書、資金使途の逸脱・変更に関する報告書の提出について緩和が認められており、これら書類の提出期限は 2021 年 6 月 30 日まで延長されています。
- 3.6.3. 受益者の苦情報告、投資家の苦情処理、非物質化アカウントの閉鎖、非物質化要求の処理などの活動について預託機関が遵守すべきタイムラインについても、緩和が行われています。
- 3.6.4. 上場企業に関しては、2021 年 12 月 31 日までに LODR 規則に基づいて証券取引所に提出したすべての書類の認証・証明に、デジタル署名証明書を使用することも認めています。
- 3.6.5. Please click [here](#) to read the circular.

3.7. Relaxation from Compliance with Certain Provisions of the LODR Regulations or Other Applicable Circulars due to CoVID-19 Pandemic

- 3.7.1. 2021 年 4 月 29 日、SEBI は、CoVID-19 第 2 波の影響を鑑み、債券や社債を上場している企業に対する LODR 規制の特定の条項におけるコンプライアンスの緩和を行う旨の通達を発行しました。
- 3.7.2. 緩和措置は、2008 年 SEBI（債務証券の発行と上場）規則、2013 年 SEBI（非転換型償還可能優先株式の発行と上場）規則、2008 年 SEBI（証券化債務商品の公開と上場）規則に基づいて債務証券を上場している企業が対象となります。また、2015 年 SEBI（地方債の発行と上場）規則に基づいて債券やコマーシャル・ペーパーを上場している企業についても対象となります。
- 3.7.3. 半期財務諸表および年次監査済み財務諸表の提出、非転換社債型新株予約権付社債発行会社の資金使途の逸脱・変動に関する説明書の提出期限が、2021 年 6 月 30 日まで延長されています。
- 3.7.4. 債券を上場している企業については、年次監査済み財務報告の提出期限が 2021 年 6 月 30 日まで延長され、コマーシャル・ペーパーを上場している企業については、半期財務報告および年次監査済み財務報告の提出期限が 2021 年 6 月 30 日まで延長されました。
- 3.7.5. 上場企業に関しては、2021 年 12 月 31 日までに LODR 規則に基づいて証券取引所に提出したすべての書類の認証・証明に、デジタル署名証明書を使用することも認めています。
- 3.7.6. Please [click](#) here to see the circular relating to entities which have listed their debt securities, bonds and commercial papers.

3.8. SEBI Circular on Relaxation of Timelines for Updating Scheme Information Documents and Key Information Memorandum of Mutual Fund Schemes.

3.8.1. 2021年4月30日、SEBIは、CoVID-19第2波の影響を鑑み、ミューチュアル・ファンドスキームにおけるスキーム情報文書および重要目論見書の更新スケジュールの緩和を行う旨の通達を発行しました。

3.8.2. 2021年3月期における半期末の更新スケジュールが、2021年5月31日まで延長されています。

3.8.3. Please click [here](#) to read the SEBI circular.

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in